

小田原市斎場使用許可審査基準の設定について

1 設定の背景・目的

小田原市斎場は令和元年7月より供用を開始し、設備については「遺体体重100kgまで火葬できる火葬炉」でしたが、令和5年度に一部の火葬炉について性能(バグフィルター等)を改良する工事を行い、遺体体重120kgまで安全に火葬できる火葬炉(大型炉)に改修しました。

このため、現在は、遺体体重120kgまでの火葬に対応できるようになり、それ以上の場合には、他の火葬施設をご利用いただくようお願いしております。

このような措置等は、火葬炉の性能以上のご遺体を火葬することで炉に故障が生じ、火葬業務に支障が生じないように行っているものですが、斎場の使用基準の明確化を図るため、こうした運用を小田原市斎場条例(昭和46年小田原市条例第70号)第7条の規定による斎場使用許可に当たっての審査基準として定めるものです。

2 内容

斎場の使用を許可しないことができる基準に、次の基準を追加することとします。

- (1) 災害等で斎場の建物又は附属設備が使用できないとき。
- (2) 使用許可申請に虚偽があると認められるとき。
- (3) 斎場を使用しようとする者が、斎場の建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 遺体体重120kg(棺20kg、副葬品5kgを含めて145kg)を超えるとき。
- (5) その他指定管理者が使用を不許可とする正当な理由があると認められるとき。

3 施行期日(案)

令和7年4月1日